

制限付一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、小千谷市財務規則（平成12年規則第20号）第135条の規定により公告する。

平成30年4月13日

小千谷市長 大塚昇一

1 工事内容

- (1) 工事番号 建住第1号
- (2) 工事名 千田小学校校舎大規模改造（建築）工事
- (3) 工事場所 小千谷市 千谷 地内
- (4) 工期 平成30年12月21日まで
- (5) 工種 建築一式工事
- (6) 工事概要 鉄筋コンクリート造3階建 延べ床面積2,101㎡
内部改修工事一式、外壁改修工事一式、給食室廻り改修工事一式、
トイレ改修工事一式、他一式

2 入札に参加する者に必要な資格

以下のすべての要件に該当する者とする。

- (1) 公告日現在において、平成30・31度小千谷市建設工事入札参加資格者名簿に記載されている者
- (2) 公告日現在において、上記(1)の名簿の当該工種で、A級に格付されている者（経常共同企業体を含む。）
- (3) 公告日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく当該工種の許可を受けた主たる営業所を小千谷市内に有する者
- (4) 制限付一般競争入札参加申請書の提出日から本件工事の入札日までの間において、次の措置を受けていない者であること。
ア 建設業法第28条第3項又は第5項の規定に基づく営業停止措置
イ 小千谷市建設工事請負業者等指名停止措置要領及び新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置
- (5) 制限付一般競争入札参加申請書の提出日から本件工事の入札日までの間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 制限付一般競争入札参加申請書の提出日から本件工事の入札日までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始

の申立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

- (7) 平成18年度以降に小千谷市の指名競争入札に参加した実績のある者又は平成18年度以降に小千谷市と請負実績のある者

3 入札参加申請書の提出

本入札の参加希望者は、次により制限付一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 平成30年4月20日(金) 正午まで
- (2) 提出方法 持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 提出場所 小千谷市城内2丁目7番5号 小千谷市企画政策課財政係
- (4) 提出部数 2部(1部は受付印を押印し、申請者に返却する。)

4 設計図書等の閲覧

本申請に係る設計図書等の閲覧は次のとおりとする。

- (1) 閲覧場所 小千谷市城内2丁目7番5号 小千谷市企画政策課財政係
- (2) 閲覧期間 平成30年4月13日(金)から平成30年4月20日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

5 入札参加資格の通知

入札参加資格の有無は、平成30年4月24日(火)に通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、当市に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合は、平成30年5月1日(火)午後5時までに書面により請求しなければならない。
- (3) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、(2)の書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (5) (2)の書面の提出先等は次のとおりとする。
 - ア 提出場所 小千谷市城内2丁目7番5号 小千谷市企画政策課財政係
 - イ 提出部数 1部

7 設計図書等の配付

- (1) 設計図書等は次のとおり配付する。
 - ア 配付場所 小千谷市城内2丁目7番5号 小千谷市建設課建築住宅係
 - イ 配付期間 平成30年4月24日(火)から平成30年5月7日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで
 - ウ 配付先 入札参加資格があると認められた者

エ 配付方法 配付場所において、電子媒体による手渡しとする。

(2) 設計図書等の内容に関する質問は、次のとおり質問内容を記載した書面の持参により受付する。(郵送又は電送によるものは受け付けない。)

ア 受付期間 平成30年4月24日(火)から平成30年5月7日(月)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所 小千谷市城内2丁目7番5号 小千谷市企画政策課財政係

(3) (2)の質問に対する回答は、入札参加資格を有する者全員に通知する。

8 入札及び開札日時

(1) 入札日時 平成30年5月17日(木) 午後1時30分から

(2) 入札場所 小千谷市役所 4階 大会議室

(3) 開札日時 入札終了後、入札場所においてただちに開札する。

9 入札方法

(1) 提出方法 入札書は持参とする。(郵送及び電送は不可)

(2) 入札金額 入札書に記載する金額は、契約希望金額の108分の100に相当する金額とすること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。なお、入札書比較予定価格を事前に公表するので、入札書にはその価格を下回る金額を記載すること。

(3) 落札者 落札者の決定に当たっては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定するので、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 無効入札 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 入札中止 入札中止又は延期の連絡については、入札参加資格を有する者に通知する。

(6) 入札辞退 入札参加を辞退する場合は、あらかじめ入札辞退届を提出すること。

10 工事費内訳明細書の提出

(1) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出すること。

(2) 工事費内訳明細書の様式は任意とするが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(3) 提出された工事費内訳明細書は返却しない。

11 入札保証金

免除する。

12 契約保証金

契約金額の100分の10以上納付するものとする。

13 契約の締結

契約の締結については、小千谷市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条に規定する小千谷市議会の議決を要するため、入札による落札者とは、小千谷市議会の同意の議決があったときは、本契約となる旨を記載した仮契約を締結する。

14 入札書比較予定価格

152,660,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

15 最低制限価格

設ける（最低制限価格未満の入札者は、失格とする。）

16 支払条件

- (1) 前金払 する
- (2) 部分払 する（前金払とあわせて4回以内）

17 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、小千谷市財務規則（含建設工事請負基準約款）及び関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
- (2) 不明な点については、小千谷市企画政策課財政係に照会すること。